

常願寺川流域懇談会の設立趣意書

常願寺川は、その源を富山県富山市北ノ俣岳（標高 2,661m）に発し、富山平野を形成する扇状地に出て北流し日本海に注ぐ、幹川流路延長 56km、流域面積 368km² の一級河川である。その流域は、県都富山市を含む 1 市 1 町からなり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。

一方で、常願寺川は我が国屈指の急流河川であり、上流域の地質は脆弱で崩壊地が多数存在し、中でも立山カルデラ内には膨大な崩壊土砂が存在している。また、特に上流部は多雨・多雪地帯であるため、過去から洪水被害を繰り返している。上流からの土砂の流出をかん止するため大正 15 年から国の直轄砂防事業が開始され、また、昭和 9 年 7 月洪水を契機として昭和 11 年より国の直轄河川事業として河川改修工事が開始された。その後も、昭和 43 年に「常願寺川水系工事実施基本計画」が策定されるとともに河川整備が進められ、安全・安心な地域づくりに貢献してきた。

平成 9 年に河川法の改正が行われ、その目的に、従来の「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられるとともに、従来の「工事实施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と、具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定された。特に、「河川整備計画」の策定に際しては、関係地方公共団体の長、学識経験者、地域住民等の意見を頂き、計画に反映する手続きが導入された。

常願寺川水系においては、平成 17 年 11 月に、「常願寺川水系河川整備基本方針」を策定した。この中で、治水基準地点瓶岩における基本高水のピーク流量を 4,600m³/s とし、計画高水流量を同量とする治水計画や、河川の適正な利用や河川環境の整備と保全等に関する事項等を定めた。

今後は、河川整備基本方針に基づいて、河川整備計画を早急に策定することが求められており、「常願寺川流域懇談会」は、この「常願寺川水系河川整備計画」の策定に向けて、常願寺川についての学識経験者を含めた造詣の深い方々から意見を頂くことを目的として、北陸地方整備局が設置するものである。

具体的には、北陸地方整備局長が「常願寺川水系河川整備計画」素案を作成するに先立ち、委員の学識や経験、並びに現地調査等を通じて得られる常願寺川の現状と課題を踏まえ、21 世紀を担う子孫に引き継ぐに相応しい、常願寺川の川づくりについてのお考えを頂く。さらに、これらの意見を踏まえて北陸地方整備局長がとりまめる「常願寺川水系河川整備計画」素案に対して意見を頂くとともに、あわせて、流域住民の意見聴取方法に対する意見を頂くことを目的に、設立するものである。